

2024年11月11日

## 吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示書面)

東京都千代田区三番町6番3号  
SOLIZE 株式会社  
代表取締役社長 CEO 宮藤 康聡

SOLIZE 株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割会社とし、株式会社 STELAQ（以下「STELAQ」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は下記のとおりであり、本書面を当社本店に備え置くこととします。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

#### 2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸収分割に際しては、吸収分割承継会社である STELAQ は、吸収分割会社である当社に対し、対価となる金銭等を交付いたしません。当社は、本吸収分割が完全親子会社間で行われるものであるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

#### 3. 吸収分割承継会社（STELAQ）に関する事項

##### (1) 成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

##### (2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はありません。

##### (3) 成立の日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はありません。

#### 4. 吸収分割会社（当社）に関する事項（最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、会社法施行規則第183条第5号イ）

##### (1) 一般募集による自己株式の処分

当社は、2024年2月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。こ

の株式上場にあたり、2023年12月25日及び2024年1月22日開催の取締役会において、次のとおり自己株式の処分を決議し、2024年2月6日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 処分する株式の種類 : 普通株式 995,200株  
及び数
- ③ 処分価格 : 1株につき1,470円  
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1株につき1,359.75円  
この価額は当社が引受人より1株当たりの自己株式の処分に係る払込金として受け取った金額であります。なお、処分価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 発行価額 : 1株につき1,173円  
この金額は会社法上の払込金額であり、2024年1月22日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑥ 処分価格の総額 : 1,462百万円
- ⑦ 払込金額の総額 : 1,353百万円
- ⑧ 払込期日 : 2024年2月6日
- ⑨ 資金の使途 : (ア)設備投資、(イ)運転資金に充当いたしました。

## (2) 第三者割当による自己株式の処分

当社は、2024年2月7日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年12月25日及び2024年1月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を次のとおり決議し、2024年3月11日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- ② 処分する株式の種類 : 普通株式 149,200株  
及び数
- ③ 割当価格 : 1株につき 1,359.75円
- ④ 払込金額 : 1株につき 1,173円  
この金額は会社法上の払込金額であり、2024年1月22日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑤ 割当価格の総額 : 202百万円
- ⑥ 払込期日 : 2024年3月11日
- ⑦ 割当先 : 大和証券株式会社
- ⑧ 資金の使途 : 前記「(1) 一般募集による自己株式の処分 ⑨ 資金の使途」と同一であります。

## (3) 株式取得による会社の買収

当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、アフタースクール寺子屋株式会社の株式を取得すること、並びにアフタースクール寺子屋株式会社が実施する第三者割当増資においてその新株式の全部を引き受けることを決議いたしました。

① 株式取得の理由

新たな事業の本格展開に先立ち、東京都目黒区碑文谷地域において10年超の民設民営の学童施設運営実績をもつアフタースクール寺子屋株式会社の株式を取得いたします。アフタースクール寺子屋が10年にわたり築き上げられた児童にとっての安全安心の空間作りや、送迎や飲食提供等のオペレーションに加え、「読み・書き・そろばん」といった実学を児童向けに提供してきた実績を勘案し選定いたしました。既存の公教育や民間教育サービスにとどまらず、高い付加価値を求める顧客層に対して、当社が志向する「アウトプット」と「共創」を中心とした創造性人材育成サービスが評価を受けるものであるかを検証してまいります。

② 株式取得の相手会社の名称

代表取締役 望月 勝

③ 買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

(ア) 被取得企業の名称	アフタースクール寺子屋株式会社
(イ) 事業内容	民間学童保育の運営等
(ウ) 資本金	100,000円 (2024年4月26日付でアフタースクール寺子屋株式会社が実施した第三者割当増資により、同社の資本金は15,100,000円となっております。)

④ 株式取得の時期

2024年4月23日

⑤ 取得株式数、取得価格及び取得後の所有株式の状況

(ア) 取得する株式の数	110株	
(イ) 取得金額	アフタースクール寺子屋株式会社の普通株式	3百万円
	デュエリジェンス関連費用	3百万円
	第三者割当増資引受額	30百万円
	合計	36百万円
(ウ) 取得後の持分比率	100%	

⑥ 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

(4) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

① 処分の概要

(ア) 払込期日	2024年5月17日
(イ) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 6,831株
(ウ) 処分価額	1株につき2,597円
(エ) 処分総額	17,740,107円
(オ) 割当先	取締役 2名 3,043株
	上席執行役員 4名 3,788株

※社外取締役を除きます。
--------------

## ② 処分の目的及び理由

当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2024年3月27日開催の第34回定時株主総会において、(ア)本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、又は報酬等として譲渡制限付株式を付与することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、(イ)譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、(ウ)本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間30,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額100百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の上席執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

さらに、当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、当社の取締役2名及び上席執行役員4名（以下、あわせて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計17,740,107円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式6,831株を処分することを決議いたしました。

## ③ 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年4月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,597円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

## (5) 会社分割による持株会社体制移行及び子会社（分割準備会社）の設立

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、2025年7月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行すること、及び2025年1月6日（予定）に分割準備会社として当社100%出資の子会社（以下、「分割準備会社」という。）3社を設立することを決議いたしました。

### ① 持株会社体制への移行目的・背景

当社は創業時より一貫して、デジタルテクノロジーを活用したものづくりのデジタル化及び

デジタルものづくりを革新し続けている企業です。グローバルで1,600名を超えるエンジニアが在籍しており、ハイエンド領域に特化したサービス提供体制を構築しております。多様なものづくりの現場で培われた実践力と、暗黙知（意思決定ロジック）まで踏み込む可視化・数値化技術をベースとした変革力が当社の主たるケイパビリティであり、大手製造業を中心とした顧客に価値を提供し続けてきました。

このたび、当社はさらなる事業拡大を進め、グループガバナンスを一層強化して、企業価値の向上を追求するためには、より一層の経営のスピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社は経営戦略の策定、資源の再配分、グループガバナンスの強化、M&A等の戦略投資及び企業経営のスタッフ的機能を中心としたグループ経営に特化し、事業会社はそれぞれの事業領域で、あらゆる経営環境の変化に迅速に対応することで、グループ全体として、柔軟かつ強靱な経営体制へと進化することを目指しております。

## ② 持株会社体制への移行の要旨について

### (ア) 移行方式

当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、分割する事業を当社が100%出資する子会社（分割準備会社）3社に承継させる予定です。

また、当社は本件分割後、商号を変更した上で上場を維持する予定です。

### (イ) 会社分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	2024年9月20日
分割準備会社の設立	2025年1月6日（予定）
吸収分割契約承認取締役会	2025年2月中旬（予定）
吸収分割契約締結	2025年2月中旬（予定）
吸収分割契約承認定時株主総会	2025年3月下旬（予定）
吸収分割の効力発生日	2025年7月1日（予定）

## ③ 持株会社体制移行にあたり設立する分割準備会社の概要

### エンジニアリング・マニュファクチュアリング事業

(ア) 名称	株式会社 SOLIZE 分割準備会社①
(イ) 本店所在地	東京都千代田区三番町6番3号
(ウ) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井上 雄介
(エ) 事業内容	製品開発受託・エンジニア派遣・コンサルティングに関する事業、3Dプリント試作・最終製品製作に関する事業、3Dプリンター装置導入に関する事業及びエンジニアリングに関するシステムの販売・構築事業
(オ) 資本金	10百万円
(カ) 設立年月日	2025年1月6日（予定）
(キ) 発行済株式数	1,000株
(ク) 決算期	12月31日
(ケ) 大株主及び持株比率	当社 100%

(コ) 当事会社間の関係等	資本関係	当社 100%出資の子会社です。
	人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
	取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

#### コンサルティング・エンジニアリング事業

(ア) 名称	株式会社 SOLIZE 分割準備会社②	
(イ) 本店所在地	東京都千代田区三番町 6 番 3 号	
(ウ) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堤 皓朗	
(エ) 事業内容	ものづくり変革で培ったコア技術により、企業課題・社会課題の解決を行うコンサルティング及びエンジニアリングサービスの提供	
(オ) 資本金	10 百万円	
(カ) 設立年月日	2025 年 1 月 6 日（予定）	
(キ) 発行済株式数	1,000 株	
(ク) 決算期	12 月 31 日	
(ケ) 大株主及び持株比率	当社 100%	
(コ) 当事会社間の関係等	資本関係	当社 100%出資の子会社です。
	人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
	取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

#### ビジネスインキュベーション事業

(ア) 名称	株式会社 SOLIZE 分割準備会社③	
(イ) 本店所在地	東京都千代田区三番町 6 番 3 号	
(ウ) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 貴人	
(エ) 事業内容	社会・産業課題の解決に向けた新規事業の開発及び運営	
(オ) 資本金	10 百万円	
(カ) 設立年月日	2025 年 1 月 6 日（予定）	
(キ) 発行済株式数	1,000 株	
(ク) 決算期	12 月 31 日	
(ケ) 大株主及び持株比率	当社 100%	
(コ) 当事会社間の関係等	資本関係	当社 100%出資の子会社です。
	人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
	取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

#### ④ 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(6) 株式取得による会社の買収

当社は、2024年10月18日開催の取締役会において、株式会社SiM24（以下、「SiM24」といいます。）の全株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。

① 株式取得の理由

当社は創業時より一貫して、デジタルテクノロジーを活用したものづくりのデジタル化及びデジタルものづくりを革新し続けている企業です。グローバルで1,600名を超えるエンジニアが在籍しており、ハイエンド領域に特化したサービス提供体制を構築しております。多様なものづくりの現場で培われた実践力と、暗黙知（意思決定ロジック）まで踏み込む可視化・数値化技術をベースとした変革力が当社の主たるケイパビリティであり、大手製造業を中心とした顧客に価値を提供し続けてきました。

SiM24は、パナソニック ホールディングス株式会社（当時、松下電器産業株式会社）の社内ベンチャー制度により2005年4月に設立したCAE受託解析専業会社で、設計・製造現場の技術革新やコスト削減に貢献してきました。また、設立当初からデジタルを活用した働き方改革にも取り組み、「テレワーク先駆者百選」や「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」などの受賞歴があります。

当社は、SiM24を子会社とすることで、SiM24が長年にわたり築き上げた数理統計処理手法を活用した最適化技術と、当社が得意とする解析・シミュレーション技術を組み合わせる価値提供の向上と、高度な技術課題の解決に取り組むことが可能になります。さらに、両社が自動車・電子機器業界で培った解析技術を活用し、アグリ・バイオなど新たな市場への参入を図り、CAE技術の適用を広げるとともに、社会課題の解決に貢献したいと考えています。

② 株式取得の相手先の名称

パナソニック ホールディングス株式会社、JAPAN TESTING LABORATORIES 株式会社、代表取締役社長 大木 滋等

③ 買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

(ア) 被取得企業の名称	株式会社 SiM24
(イ) 事業内容	i. 受託解析（シミュレーション） ii. データ解析（統計処理） iii. 技術コンサルティング
(ウ) 資本金	51 百万円

④ 株式取得の時期

2024年10月31日

⑤ 取得株式数、取得価格及び取得後の所有株式の状況

(ア) 取得する株式の数	1,020 株	
(イ) 取得金額	SiM24 の普通株式	89 百万円
	アドバイザー費用等（概算）	19 百万円
	合計（概算）	109 百万円
(ウ) 取得後の持分比率	100%	

⑥ 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

5. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行期における履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（STELAQ）が承継する債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の STELAQ の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の STELAQ の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、STELAQ の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における STELAQ の債務について、履行期における履行の見込みがあると判断しております。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約の内容

次頁以降に添付。



## 吸収分割契約書

SOL I Z E株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社STELA Q（以下「乙」という。）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲のソフトウェア事業（以下「本件事業」という。）に関して、甲が有する第4条第1項に定める権利義務を承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

本件会社分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

- |                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| (1) 吸収分割会社（甲）   | 商号：SOL I Z E株式会社<br>住所：東京都千代田区三番町6番3号 |
| (2) 吸収分割承継会社（乙） | 商号：株式会社STELA Q<br>住所：東京都千代田区三番町6番3号   |

### 第3条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年1月1日とする。

### 第4条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙は、本件会社分割により、甲から、2024年8月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加減して、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（総称して、以下「承継対象資産等」という。）を、本件効力発生日に承継する。なお、承継対象資産等の詳細は別紙「承継権利義務明細表」記載するとおりとする。
- 第1項に定める承継対象資産等の承継に関し、甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

### 第5条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件会社分割に際し、前条に基づき乙が承継する権利義務の対価を支払わない。

## 第6条（株主総会）

甲及び乙は、本件会社分割が、(i)吸収分割会社である甲において会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に、(ii)吸収分割承継会社である乙において同法第796条第1項に定める略式分割にそれぞれ該当するため、甲及び乙において本契約の承認に関する株主総会の承認を得ることなく行われるものであることを相互に確認する。

## 第7条（競業避止義務）

甲は、本件会社分割後においても、乙が承継する本件事業について一切競業避止義務を負わないものとする。

## 第8条（会社財産の管理等）

本契約締結後本件効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者としての注意をもって本件事業にかかる業務の執行及び財産の管理運営を行い、本件会社分割に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

## 第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業又は本件事業にかかる資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議の上、本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第10条（本契約の効力）

本件効力発生日前日までに、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合又はこれに準ずる場合には、本契約はその効力を失う。

## 第11条（その他）

本契約に定めのない事項その他本件会社分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2024年10月18日

(甲) 東京都千代田区三番町6番3号  
SOLIZE株式会社  
代表取締役社長 宮藤 康聡



(乙) 東京都千代田区三番町 6 番 3 号

株式会社STELAQ

代表取締役社長 三宅 香代子



(別紙)

## 承継権利義務明細表

### 1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

#### (1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛債権、前払費用、その他流動資産等

#### (2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

有形固定資産、無形固定資産、投資資産、その他固定資産等

### 2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

#### (1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

仕入債務、未払金、前受金、預り金、契約負債、未払給与、賞与引当金、  
その他流動負債等

#### (2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

長期貸付等

### 3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

### 4. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

#### (2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（当該契約のうち本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限る（本(2)項において同じ）。なお、賃貸借契約は含まれない）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件会社分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上



吸収分割承継会社成立の日に係る貸借対照表

株式会社 STELAQ

貸借対照表

(2024年8月1日現在)

(単位：百万円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>20</b>	<b>株主資本</b>	<b>20</b>
現金及び預金	20	資本金	10
		資本準備金	10
		純資産合計	10
資産合計	20	負債純資産合計	20